



県 章

滋賀県公報

平成 26 年（2014 年）
5 月 26 日
第 3852 号
月 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

| | |
|--|---|
| ○ 規 則 | |
| 滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部の施行期日を定める規則（流域政策局） | 1 |
| ○ 告 示 | |
| 保安林の指定施業要件の変更の通知（森林保全課） | 1 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課） | 2 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出（障害福祉課） | 3 |
| 保育士の登録の申請に対する審査の手数料等の徴収事務の委託（子ども・青少年局） | 3 |
| 免許漁業についての漁場計画（水産課） | 3 |
| 都市計画事業の認可（都市計画課） | 3 |
| ○ 公 告 | |
| 国土調査の成果の認証公告（県民活動生活課） | 4 |
| 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告（中小企業支援課） | 4 |
| 公共測量終了公告（監理課） | 5 |
| ○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告 | |
| 土地改良区役員退任および就任公告（東近江） | 5 |
| ○ 土 木 事 務 所 公 告 | |
| 道路の位置の指定公告（湖東） | 6 |

規 則

滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年 5月26日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第47号

滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部の施行期日を定める規則

滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成26年滋賀県条例第55号）付則第1項第1号に掲げる規定の施行期日は、平成26年9月1日とする。

告 示

滋賀県告示第277号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成26年 5月26日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市土山町笹路字打越 1-33、1-36から 1-47まで、1-53から 1-60まで、1-65から 1-106まで、1-108から 1-113まで、1-119から 1-175まで、1-197から 1-200まで、1-208から 1-210まで、1-214

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第278号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成26年5月26日

滋賀県知事 嘉田由紀子

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市土山町黒滝字ハゲ谷125、126、126-1、127-1、127-2、127-5から127-12まで、字小杓谷120-1、122、124、字多良谷川31、31-1、32から35まで、35-2、36から38まで、39-1、39-2、40から44まで、44-1から44-8まで、44-11から44-14まで、45から49まで、字大杓谷130、132、132-1、133、133-1、134、135-1から135-4まで、135-7から135-22まで、136、字栃ノ木谷58、58-1、59から65まで、67-1から67-4まで、68-1、68-2、69、70、74から76まで、字林111、112、字林之下52、53、字林谷77から80まで、92、110

2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度および植栽の方法・樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第279号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成26年5月26日

滋賀県知事 嘉田由紀子

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甲賀市土山町黒滝字多良谷川44-9、44-10、字堂ノ谷638-5

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度および植栽の方法・樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第280号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

平成26年5月26日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

精神通院医療機関

| 名 称 | 所 在 地 | 医療の種類 | 医師等の氏名 | 指定年月日 |
|------------|----------------------|--------|---------|----------|
| 菜の花心療クリニック | 彦根市大東町2-29目加田ビル1階 | 病院・診療所 | 椋 田 稔 朗 | 平成26.4.1 |
| 彦根ハッピー薬局 | 彦根市大東町2-30SANG Oビル1F | 薬局 | 丸 本 健 司 | 平成26.4.1 |
| ユタカ調剤薬局日夏 | 彦根市日夏町3696番地 | 薬局 | 矢 野 武 規 | 平成26.4.1 |
| ふれあい回天堂薬局 | 犬上郡豊郷町石畑204番地5 | 薬局 | 藤 木 昌 子 | 平成26.4.1 |

滋賀県告示第281号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

平成26年5月26日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

精神通院医療機関

| 名 称 | 所 在 地 | 医療の種類 | 廃止年月日 |
|-----------|--------------------|-------|-----------|
| 長谷泉堂薬局 | 草津市大路1-16-34 | 薬局 | 平成26.3.31 |
| 回天堂調剤薬局 | 犬上郡豊郷町石畑204-5 | 薬局 | 平成26.3.31 |
| ユタカ調剤薬局日夏 | 彦根市日夏町大字保良津2828-58 | 薬局 | 平成26.3.24 |

滋賀県告示第282号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、保育士の登録の申請に対する審査の手数料、保育士登録証の書換え交付の手数料および保育士登録証の再交付の手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年5月26日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 委託の相手方 社会福祉法人 日本保育協会 東京都渋谷区神宮前五丁目53番1号
- 2 委託事務の内容 保育士の登録の申請に対する審査の手数料、保育士登録証の書換え交付の手数料および保育士登録証の再交付の手数料の徴収事務
- 3 委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- 4 徴収の方法 現金で徴収する。

滋賀県告示第283号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、免許漁業についての漁場計画(漁業種類、漁場の位置および区域、漁業時期その他免許の内容となる事項、免許予定日、申請期間ならびに関係地区(地元地区))を次の表のとおり定める。

「次の表」は、省略し、滋賀県農政水産部水産課および各滋賀県農業農村振興事務所に備え置いて一般に供覧する。

平成26年5月26日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県告示第284号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき平成26年5月26日に都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成26年5月26日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 施行者の名称 甲賀市
- 2 都市計画事業の種類および名称 甲賀都市計画道路事業都市計画道路3・5・304号甲南駅前線および8・7・1

号甲南駅南北線ならびに都市計画交通広場 1 号甲南駅北口駅前広場

3 事業施行期間 平成26年 5 月26日から平成33年 3 月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 甲賀市甲南町深川字丹丸、字北ノ堂前および字才出地内
- (2) 使用の部分 甲賀市甲南町深川字才出地内

公 告

国土調査の成果の認証公告

東近江市上羽田町の一部における国土調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年 5 月26日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 調査を行った者の名称 東近江市
- 2 調査を行った時期 平成23年11月から平成26年 2 月まで
- 3 成果の名称 東近江市（上羽田町の一部）の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 東近江市上羽田の一部
- 5 認証年月日 平成26年 5 月16日

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成26年 5 月26日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 スター草津グリーンヒル店 草津市若草一丁目 2 番地 1
- 2 意見の概要 草津市からの意見
 - (1) 工事期間中に発生する廃棄物は、適正に処理すること。
 - (2) 廃棄物等の保管施設の数量の減少変更に伴い、その位置や容量について廃棄物の資源化および適正処理を妨げることのないようにすること。
 - (3) 駐車場法第12条に該当する場合は、届出をすること。
 - (4) 当該店舗施設計画地は草津市景観計画において丘陵部ゾーンおよび幹線道路軸の景観形成基準が適用されることに留意し、建築物について、周辺の景観と調和した色彩、意匠、形態とすること。併せて、一の建築敷地における建築物の延床面積の合計が300㎡を超える場合については、景観法第16条第1項に基づく届出を行うこと。なお、景観法第18条第1項に基づき、当該届出の受理後30日の間においては予定建築物に係る建設工事に着手できないことに留意し、適切な時期に届出を行うこと。
 - (5) 屋外広告物を掲出する場合は、草津市屋外広告物条例が適用されることに留意し、それぞれの店舗において掲出される自家用広告物の総量が10㎡を超える場合は、草津市屋外広告物条例に基づきあらかじめ景観課に許可申請を行うこと。また、当該施設計画地以外の敷地に非自家用広告物を掲出する場合は、あらかじめ景観課に許可申請を行うこと。
 - (6) 小売店舗の増改築の規模により、草津市特定開発行為等に関する指導要綱および草津市中高層建築物に関する指導要綱の協議が必要な場合があるので事前に協議すること。
 - (7) 計画図の入口②付近には帝産観光バス滋賀のバス停留所が設置してあり、移動する必要があるのであれば、バス会社と協議のうえバス停留所の位置を決定すること。
 - (8) 入口②とドライブスルー入口が近接しているため、適切に交通の流れを確保するようドライブスルー利用者は入口②を使わなければ利用できないようにするなど事故を未然に防ぐよう交通整理を行うこと。
 - (9) 市道野路若草線の出口部分に停止線の設置を検討されたい。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1

草津市産業振興部商業観光課 草津市草津三丁目13番30号

(2) 縦覧期間 平成26年 5月26日から平成26年 6月26日まで

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、甲賀市長 中嶋 武嗣から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

平成26年 5月26日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業の地域 甲賀市全域
- 3 作業の終了日 平成26年 2月21日

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、長浜市長 藤井 勇治から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

平成26年 5月26日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ修正）
- 2 作業の地域 長浜市全域
- 3 作業の終了日 平成26年 3月20日

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、御園中部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成26年 5月26日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 伊 藤 久 司

1 退任

| 理事および監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-----------|-----------|--------------|
| 理 事 | 川 瀬 幹 夫 | 東近江市林田町347番地 |
| 〃 | 橋 本 秀 一 郎 | 同 所425番地 |
| 〃 | 木 村 清 司 | 同 所407番地 |
| 〃 | 中 村 卯 一 | 同 所401番地 |
| 〃 | 古 川 英 佐 | 同 所371番地 |
| 監 事 | 大 田 伊 平 | 同 所274番地 |
| 〃 | 西 村 幸 司 | 同 所433番地 |

2 就任

| 理事および監事の別 | 氏 名 | 住 所 |
|-----------|-----------|--------------|
| 理 事 | 前 川 一 夫 | 東近江市林田町279番地 |
| 〃 | 加 藤 善 隆 | 同 所422番地 |
| 〃 | 松 本 吉 生 | 同 所437番地 |
| 〃 | 富 永 巳 代 司 | 同 所394番地 |
| 〃 | 中 村 安 男 | 同 所365番地 |
| 監 事 | 中 村 卯 一 | 同 所401番地 |
| 〃 | 木 村 清 司 | 同 所407番地 |

土 木 事 務 所 公 告

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。
この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および湖東土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

平成26年 5月26日

滋賀県湖東土木事務所長 橋 本 重 一

| 地 名 ・ 地 番 | 申 請 人 住 所 ・ 氏 名 | 延 長 メートル | 幅 員 メートル | 本 数 条 |
|------------------------|---|-------------|-------------|----------|
| 愛知郡愛荘町中宿字東道寺 148番 3 | 愛知郡愛荘町豊満491番 5 株式会社スリーエー 代表取締役 竹山圭司 | 14. 19 | 5. 80 | 1 |